

化学的酸素要求量，窒素含有量及びりん含有量に係る 総量規制基準（案）について

1 徳島県の総量規制基準に係るC値（案）について

国が定める「業種等の区分」「時期区分」及び「C値の範囲」に変更がなく，第7次のC値を継続することで削減目標量を達成できる見込みであるため，第7次から変更なしとする。

（参考）

2 総量規制基準（排出が許容される汚濁負荷量）の算出式

$$\text{COD } L_c \text{ (kg/日)} = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n \text{ (kg/日)} = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん } L_p \text{ (kg/日)} = (C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$$

※Qは，表1の時期区分の特定排出水の水量（ m^3 /日）

※Cは，Qの時期区分ごとの水量に対応して，都府県知事が定める値（濃度： mg/L ）

表1 Q（特定排出水の量）の時期区分

時期区分別水量	COD	窒素	りん
S55.6.30以前の水量	Q_{co}	Q_{no}	Q_{po}
S55.7.1～H3.6.30に増加した水量	Q_{ci}		
H3.7.1～H14.9.30に増加した水量	Q_{cj}	Q_{ni}	Q_{pi}
H14.10.1以降に増加した水量			